

第5章 基本施策の展開

1 基本方針1 将来の自立に向けた子どもに対する支援

児童・生徒が、身近な方法で相談できる環境を整備し、生きる力を育み、将来の夢や希望を持ち、養育環境によって選択肢が狭まることのないよう、希望する進路の実現につなげます。

また、将来の夢の実現を応援するため、経済的な支援とともに、放課後の子どもの居場所において地域ぐるみで子どもの健全な成長を支援します。

食材提供、子どもの体験や就労体験などについて、埼玉県内のネットワークや市内の子育て支援団体加入組織の活動を支援します。また、子どもや支援団体のニーズに応じた企業からの支援の仕組みづくりや広報の強化を図ります。

○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

1	児童育成支援拠点事業	【新規】
事業内容	<p>身近な方法による、子ども専用の相談窓口を開設し、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況を事前評価し、関係機関へつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。</p> <p>子どもたちが困った際に頼れる場所である、第三の居場所(サードプレイス*)としての、認識を広めるための取り組みを進めていきます。</p>	
担当課	こども育成課	

2 高校中退者への就労支援事業		【新規】
事業内容	<p>毎年、高校在籍者のうち、約1%の生徒が中途退学しています。中退後、無業状態や、就労しても非正規の割合が高くなっており、加えて、友人や家庭から孤立し、先生などの相談相手がいなくなってしまうという問題があります。こういった若者を支援するために、地域の多様な若者支援機関の連携を進め、地域若者サポートステーションやハローワークでの就業支援や、職場体験・社会経験の場の提供など地域の企業における受け入れの環境づくりを図っていきます。</p>	
担当課	こども育成課	

3 地域における支援体制の充実		【拡充】
事業内容	<p>福祉的な課題のある家庭等を支援することを目的とした、こども食堂や学習支援を立ち上げたい市民へ、埼玉県ネットワークやアドバイザー派遣などの紹介を継続し、市における立ち上げ支援体制の構築に努めます。また、企業による支援が、必要な子どもに届く仕組み作りを検討し、地域のつながりや広がり支援してまいります。</p>	
担当課	こども育成課	

〈子ども・子育て支援事業計画に掲載のある事業〉

子2	放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業）
子86	青少年育成春日部市民会議の支援
子87	青少年育成推進員の支援
子88	青少年相談員の支援
子94	放課後子ども教室
子97	児童館運営事業

番号は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

2 基本方針2 子どもの豊かな成長を支える多様な支援

子どもが安心する家庭環境が、健やかな育ち、自立した個人として、たくましく生き抜く力を育むことから、子育て支援の充実と効果的な支援を推進します。

また、子どもと子育て家庭を総合的に支援する体制を拡充するとともに、必要なときに必要な支援につながるができるよう、地域の各種相談窓口と支援者や支援団体との連携を強化します。

不安な状況を抱えながら子育てする家庭を支えるため、訪問して家庭内の状況を把握し、家庭ごとのニーズに合わせてきめ細かく支援します。

○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

4	こども家庭センター*創設	【新規】
事業内容	<p>全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行います。児童福祉の相談等を担当する、こども家庭支援員と母子保健の相談を担当する保健師を配置し、それぞれ専門性に応じた業務を行い、両者が適切に連携・協力しながら妊産婦や子どもへの支援を実施します。</p> <p>支援対象者の課題の把握・明確化や必要な支援の種類・内容を決定し、これらに関係者間で共有することで、効果的な支援につなげるため、サポートプランを作成します。さらに、サポートプランに基づく支援の選択肢の一つとして、家庭支援事業（子育て短期支援事業・養育支援事業・一時預かり事業・子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業）の利用勧奨・措置を行っていきます。</p> <p>◎関係機関との連携体制イメージ図はP29に掲載</p>	
担当課	こども相談課	

5	子育て世帯訪問支援事業	【新規】
事業内容	家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施し、家庭環境を整えます。	
担当課	こども育成課	

6	地域子育て相談機関の整備と連携強化	【拡充】
(8)	(地域子育て支援拠点事業など)	
事業内容	保育所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センター、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う場を、区域ごとに体制整備し、身近な場所での相談機関の充実を図ります。この地域子育て相談機関は、こども家庭センターを補完し、その目となり、耳となる機関で連携・調整を行います。	
担当課	障がい者支援課、保育課	

(番号) は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

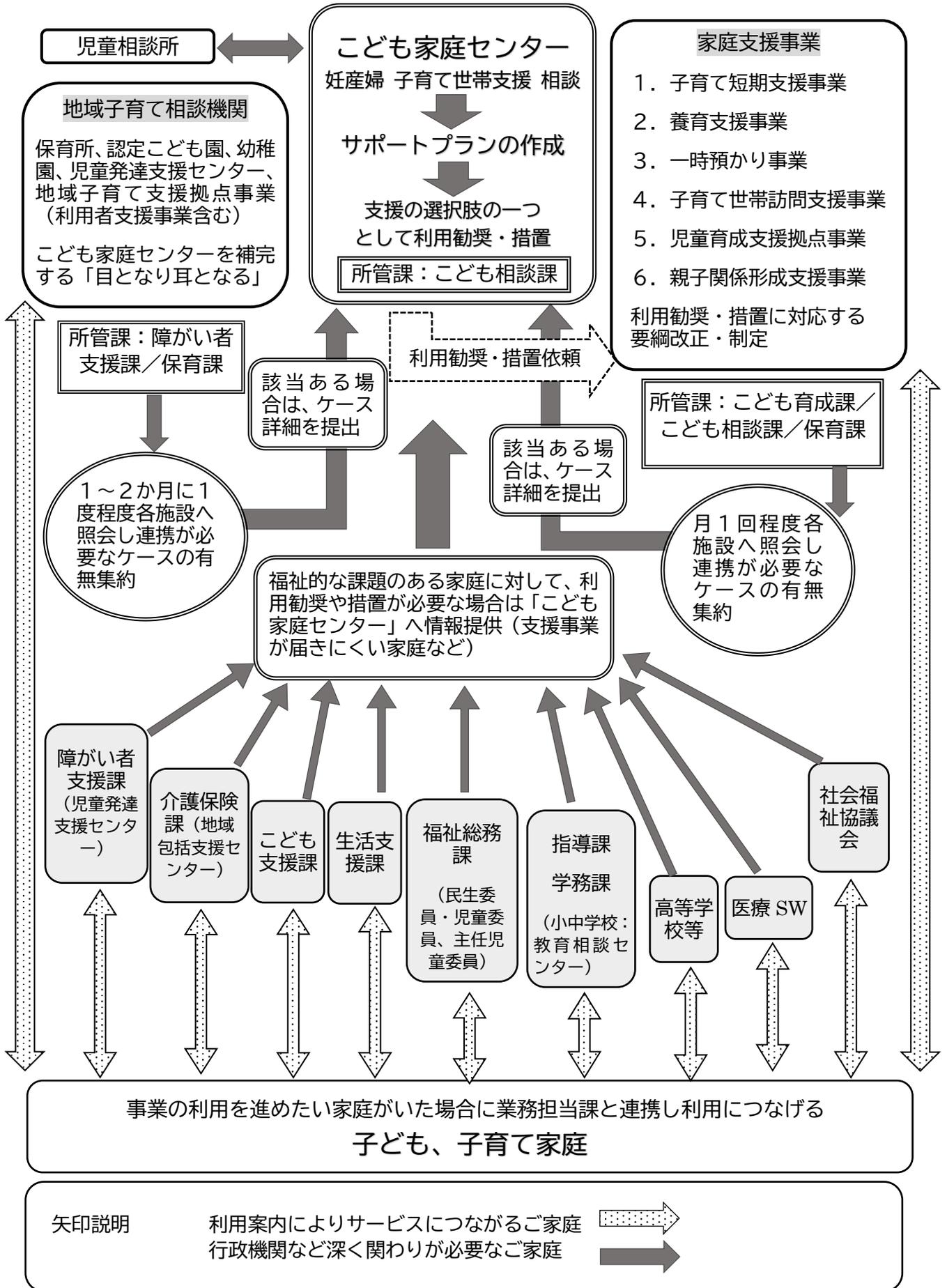
〈子ども・子育て支援事業計画に掲載のある事業〉

子15	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
子16	子どもに関する相談
子36	乳幼児健康相談
子54	早期不妊検査費助成事業
子55	不育症検査費助成事業
子57	保育所給食
子58	離乳食教室
子108	地域交流会
子110	子育てサロン
子128	児童発達支援センターふじ学園
子161	要保護児童対策地域協議会
子163	児童相談

番号は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

【関係機関連携体制イメージ図】

令和6年4月～



3 基本方針3 生活基盤を整えるための家庭に対する支援

生活基盤の弱い世帯等の経済的な安定を図るため、個々に応じた情報提供や相談体制の充実など、自立への支援を推進し、家庭の自立を促進します。

また、ひとり親等の生活に困難を抱える家庭が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進します。そのため、就業に結びつきやすい資格を取得するための支援策などの情報を届ける方策について検討します。

○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

7 ひとり親家庭養育費確保支援事業		【新規】
事業内容	離婚を検討中、または離婚した保護者が、養育費や面会交流の取決めについて、子どもの福祉と利益を視点にして考えることが出来るよう、弁護士による無料法律相談を実施します。さらに養育費の確保を支援するため、公正証書作成促進補助、養育費保証契約締結費用補助、裁判外紛争解決手続き（ADR）*利用補助を実施していきます。	
担当課	こども育成課・こども相談課	

8 (24) 子育て短期支援事業（子育て短期入所生活援助事業）		【拡充】
事業内容	小学生以下の子どもを養育している保護者が疾病や就労、育児疲れなどの理由により、一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、市が契約した乳児院や児童養護施設などで一定期間、子どもを預かり養育の支援を行います。 保護者のニーズに応えられるよう、専従する職員配置援助や保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行うよう体制整備を検討し、事業の拡充に努めます。	
担当課	こども育成課	

（番号）は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

〈子ども・子育て支援事業計画に掲載のある事業〉

子18	子どものための教育・保育給付（子ども・子育て支援給付）
子20	延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）
子21	一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）
子22	病児・病後児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）
子29	育児休業制度・再雇用制度などの啓発
子30	ハローワーク求人情報や内職求人情報の提供
子121	障害児保育
子133	特別児童扶養手当（特別児童扶養手当支給事業）
子134	障害児福祉手当（特別障害者手当等給付事業）
子135	育成医療（自立支援医療支給事業）
子137	ひとり親家庭等医療費支給事業
子138	児童扶養手当支給事業
子139	遺児手当支給事業
子140	交通遺児援護金支給事業
子141	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度
子142	母子生活支援施設への入所
子143	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金
子144	母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供
子145	入学準備金・奨学金貸付事業
子145	学校給食費助成金
子147	児童手当支給事業
子148	こども医療費支給事業
子149	入院助産事業
子150	未熟児育成医療給付事業
子152	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業
子160	市営住宅管理事務

番号は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

4 基本方針4 困難を抱える子どもに対する気づきの支援

ヤングケアラーが、ひとりで抱え込むことがないように自身の気づきや周囲への啓発を行い、家庭全体が抱える複合的な課題を支援するため、関係機関の連携を推進します。また、困難な状況を抱える家庭を訪問して状況を把握し、家庭ごとのニーズに合わせてきめ細かく支援します。

○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

9	ヤングケアラー啓発と関係機関の連携	【啓発・連携】
事業内容	<p>埼玉県教育委員会は、小中高等学校で行う、普段の授業の中でヤングケアラーへの学びの機会を広げる方針を打ち出しました。例えば、社会科や生活科、道徳の授業で、少子高齢化の問題や家族の大切さなどを学ぶときに、「ヤングケアラー」について考える時間を設けて、子どもたちの理解を深めることを検討しています。</p> <p>本市においても、当事者への気づきを促すため、ヤングケアラーの理解と啓発を広く実施していきます。また、子どもがいる世帯について、福祉的な課題を抱える家庭に関わる機関の連携を図り、具体的な支援事業へつなげる仕組みを創設します。</p>	
担当課	<p>こども育成課・こども相談課・こども支援課・保育課・福祉総務課・生活支援課・障がい者支援課・介護保険課・学務課・指導課</p>	

5	子育て世帯訪問支援事業	【新規（再掲載）】
事業内容	<p>家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施し、家庭環境を整えます。</p>	
担当課	<p>こども育成課</p>	